

高山村観光施設

道の駅中山盆地・高山ふれあいパーク
高山温泉いぶきの湯・たかやま未来センターさとのわ

指定管理者募集要項

令和8年10月

高 山 村

1 指定管理者の募集について

(1) 募集の趣旨

高山村（以下「村」という。）では、平成18年度より高山村観光施設の管理運営について指定管理制度を導入し、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減を図るものとする。

高山村観光施設は観光振興を図るため設置された施設であり、設置の目的等に共通点があるほか、それぞれの連携を図ることにより、利用者へのサービスやコスト面など設置目的の効果的な達成が期待できることから、以下の4施設の管理を一括して行う指定管理者を募集するものである。

- (1) 道の駅中山盆地
- (2) 高山ふれあいパーク
- (3) 高山温泉いぶきの湯
- (4) たかやま未来センターさとのわ

(2) 指定管理者募集に係る根拠法令

地方自治法第244条の2

高山村の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

高山村道の駅中山盆地の設置及び管理に関する条例

高山ふれあいパークの設置及び管理に関する条例

高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例

たかやま未来センター「さとのわ」の設置及び管理に関する条例

(3) 募集に係る連絡問合せ先

名 称：高山村役場総務課

住 所：群馬県吾妻郡高山村大字中山2856番地1

電 話 番 号：0279-63-2111（代表）

FAX 番 号：0279-63-2768（代表）

担 当 者：総務課 飯塚

受 付 時 間：平日の午前9時～午後5時まで

2 募集対象施設の概要

(1) 高山村道の駅中山盆地

ア 所 在 地 高山村大字中山2357番地1

イ 施設概要 高山村観光施設指定管理業務仕様書のとおりとする。

ウ 設置目的

高山村道の駅中山盆地の設置及び管理に関する条例に基づき、地域間交流の促進及び農産物等の地元産品の販売による地域の活性化を図り、併せて村民の健康福祉の増進を図る。

(2) 高山ふれあいパーク

ア 所在地 高山村大字中山 2 3 5 5 番地 1、2 3 8 2 番地 1 0
2 3 8 4 番地 2

イ 施設概要 高山村観光施設指定管理業務仕様書のとおりとする。

ウ 設置目的

村民の福祉の向上及び観光来訪者の休憩施設として観光拠点の活性化を図る。

(3) 高山温泉いぶきの湯

ア 所在地 高山村大字中山 3 9 9 9 番地 1

イ 施設概要 高山村観光施設指定管理業務仕様書のとおりとする。

ウ 設置目的

住民福祉の向上及び住民の健康の保持増進並びに地域の活性化を図る。

(4) たかやま未来センターさとのわ

ア 所在地 高山村大字中山 2 3 5 7 番地 3

イ 施設概要 高山村観光施設指定管理業務仕様書のとおりとする。

ウ 設置目的

村民及び高山村を訪れる観光客等の交流の拠点とするため。

3 規定管理の基本的事項

(1) 指定期間【予定 議決事項】

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（1 年間予定）とする。

(2) 管理運営内容

ア 高山村道の駅中山盆地の設置及び管理に関する条例に規定される管理及び業務

イ 高山ふれあいパークの設置及び管理に関する条例に規定される管理及び業務

ウ 高山温泉いぶきの湯の設置及び管理に関する条例に規定される管理及び業務

エ たかやま未来センター「さとのわ」の設置及び管理に関する条例に規定される管理及び業務

オ その他、各仕様書に示される管理及び業務

(3) 管理運営の経費

ア 高山村観光施設の管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）を当該指定期間の指定管理料として支払うこととする。

イ 指定管理料の額については、当該指定期間の年度協定書により定める。

ウ 経営管理については、指定管理者による独立採算制とする。

エ 指定期間内の決算において、当期純利益が 2 0 0 万円を超えた場合、その超過分の 1 / 2 を高山村に納入しなければならない。

(4) 利用料金制度の採用

地方自治法第 2 4 4 条の 2 の規定に基づく「利用料金制度」を採用する。詳細については、仕様書のとおりとする。

4 募集等のスケジュール及び手続き

(1) 全体スケジュール

募集要項等の配布	令和8年10月5日（月）～令和8年11月9日（月）
質問受付期間	令和8年10月5日（月）～令和8年10月20日（火）
現地説明会	令和8年10月15日（木）
応募受付期間	令和8年11月2日（月）～令和8年11月9日（月）
指定管理者の選定	令和8年11月10日（火）～令和8年11月20日（金）
指定管理者の決定	令和8年12月 議会の議決により決定
指定通知の送付	令和8年12月

(2) 募集要項等の配布

募集要項等は、高山村ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

URL <https://vill.takayama.gunma.jp>

(3) 応募要項等に関する質問の受付及び回答

本募集要項のほか、提出書類に関して質問があるときは、次のとおり質問を受け付け、その質問に対して回答します。

ア 質問の受付

提出様式 高山村観光施設指定管理者に関する質問書（質問書様式）

受付期間 令和8年10月5日（月）から令和8年10月20日（火） 17時まで

提出方法 FAX、電子メール

FAX 0279-63-2768

MAIL soumu@vill.takayama.gunma.jp

※電話及び窓口での口頭の質問は受け付けません。

イ 質問に対する回答

令和8年10月28日（水）までに、高山村ホームページにおいて回答を公開します。

(4) 現地説明会の開催

現地説明会参加を希望される団体は、指定管理者現地説明会参加申込書に必要事項を記入の上、令和8年10月13日（火）までに申し込みください。

ア 日 時 令和8年10月15日（木）

イ 集合場所 道の駅中山盆地

ウ 参加人数 1団体等で2名を上限とします。

エ 注意事項 詳細については、参加団体に直接連絡いたします。

個別の説明会には応じません。

説明会参加後応募を辞退する場合は、応募辞退届を提出してください。

(5) 応募書類の受付

ア 別紙 提出書類一覧表のとおりとする。

イ 提出方法 直接持参してください。（郵送での提出は受け付けません）

ウ 提出場所 群馬県吾妻郡高山村大字中山2856番地1

高山村役場総務課 Tel 0279-63-2111

エ 提出部数 正本1部・副本11部とし、すべてA4規格とする。(パンフレット等は現物)

(6) 応募における欠格事項

団体又は構成団体が次のいずれかに該当する場合は、この募集に応募することができません。応募後から指定管理者の指定を受けるまでの間に該当することとなった団体は応募者としての全ての権利を喪失します。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により高山村における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 団体又はその代表者が、租税を滞納している団体

ウ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体

エ 差押え、仮差押え又は仮処分がなされ、これが解消していない団体

オ 破産、会社整理又は特別生産その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て(債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。)がなされた団体

カ 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体

キ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない団体

ク 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3ヶ月を経過しない団体

ケ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体

コ 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し又は、実質的に経営等に関与している団体

① 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者。

② 代表者、役員及び使用人が刑法に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していない者

③ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体又はその代表者が指定暴力団の構成員、また、暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

- サ 労働者災害補償保険に未加入である団体
- シ 宗教活動又は政治活動を主たる活動とする団体

5 候補者選定基準

指定管理者の選定は、次の基準に基づき応募書類により指定管理者選定委員会において、指定管理者としての候補者を選定します。また、応募者が1者のみの場合でも審査を行い、合計得点が配点の6割を超えた場合は指定管理者の候補者として選定します。

選定基準	審査項目	審査内容
公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図れるものであること	管理運営への意欲、姿勢により計画内容が地域の活性化を図るものとなっているか	受託への意欲、熱意はあるか
		設置目的と申請者が提案した運営方針が合致しているか
		団体の経営モラルは適切か
		施設の設備、機能を十分に活用した提案となっているか
事業計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること	利用者の増加を図るため具体的な手法及び期待される効果	施設の利用率、集客率を高める内容の提案は適切か
		地域、関係団体等の連携が図られているか
	サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	サービスの向上につながる取組内容は適切か
		自主事業の提案の実現可能性はあるのか
	施設等の維持管理の内容、効率性及び実現の可能性	施設等の管理は適切か
		維持管理は効率的に行われているか
		環境に配慮した管理運営となっているか
	施設の管理運営に係る経費の内容	管理運営経費の節減に取り組む提案となっているか
指定申請法人等が当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有しているか	収支計画の内容、整合性及び実現性	収支、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか
		収支計画の実現性はあるのか
	安定的な運営が可能となる人的能力	職員構成、職員数は十分か
		職員採用、確保の方策は適切か
		職員の指導体制は十分か
	安定的な運営が可能となる財政基盤	経営状況（財政基盤）は安定しているか
その他別に定める基準	情報の管理	個人情報保護が図られているか
	危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか

6 候補者選定結果の通知

選定結果は、申請書類を提出した応募者全員に、文書にて通知する予定です。また、高山村ホームページなどで結果を公表します。

7 指定管理者の決定

- (1) 選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を高山村議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。指定にあたっては、指定団体に文書で通知するとともに、高山村公告式条例（平成2年高山村条例第4号）の定めるところにより告示します。
- (2) 高山村議会への提案は、12月定例会を予定しています。なお、議決が得られなければ、不合格となります。その場合、高山村は一切の損害賠償を負わない。

8 協定の締結

選定後、選定された団体と細目の協議を開始し、指定議案及び予算の議決後に協定を締結するものとする。

9 その他

- (1) 本施設の指定管理者の選定にあたり、みどりの村の指定管理者の募集も同時に行っていることから、両施設の指定管理者に同一の候補者が選定された場合は、両施設を一体的に管理運営するものとする。
- (2) 申請に係る費用は、応募者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (3) 申請の撤回及び申請書類の修正は、軽微な修正を除き原則として認めない。
- (4) 必要に応じて、申請者から提出書類の内容について、聞き取り調査を行うことがある。
- (5) 申請書類及び選定結果については、公表する場合がある。
- (6) 村が提供する資料の取扱い
 - ア 本募集に当たって村から募集予定者に提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
 - イ 本募集に当たって村から募集予定者に提供する資料は、目的が検討の範囲内であっても、本村の了承を得ることなく第三者に村が提供する資料を使用させたり、内容を提示したりすることを禁じる。